

海老名市食の創造館管理業務委託に係る審査について

1 審査方法

(1) 一次審査

各者の提出書類をもとに書類審査を行う。審査は、提案内容等について、審査員計 4 人が別表 1 「海老名市食の創造館管理業務委託公募型プロポーザル審査基準（一次審査評価分）」の審査基準ごとに評価し、評価点数の合計点（50点満点×4人＝200点満点）をもって順位を決める。

なお、合計評価点が同点の場合は、別表 1 の審査項目「業務の実施体制」、「基本方針等」、「業務実績」、「見積額」、「会社の状況」の順で項目ごとの評価点数の合計点をもって順位を決める。

(2) 二次審査

各者の提案書をもとに、提案事項についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行う。審査は、提案内容について、審査員計 4 人が、別表 2 「海老名市食の創造館管理業務委託公募型プロポーザル審査基準（二次審査評価分）」の審査基準ごとに評価し、評価点数の合計点（100点満点×4人＝400点満点）に一次審査の評価点数を合算した合計点（150点満点×4人＝600点満点）をもって順位を決める。

なお、合計評価点が同点の場合は、別表 2 の審査項目「業務への理解及び現場対応における具体的取組」、「独自性」、「その他」の順で項目ごとの評価点数の合計点をもって順位を決める。

(3) 審査における共通事項

以下に該当する場合は、失格とします。

ア 審査員全員の合計点が、満点の 6 割に満たない場合

イ 3 名以上の審査員が、満点の 6 割に満たない採点をした場合

2 審査項目、審査基準等

各審査項目について、評価内容及び点数は次のとおりとする。

- 内容が極めて優れており、大いに期待できる。・・・5点
- 内容が優れており、十分に期待できる。・・・4点
- 内容に期待できる。・・・3点
- 内容にあまり期待できない。・・・2点
- 内容にほとんど期待ができない。・・・1点